

# 開発行為許可通知書

第 24-001 号

高松市太田下町 2357 番地 1  
株式会社ウィズライフホーム  
代表取締役 喜久山 知哉 様

令和 6 年 4 月 3 日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 第 1 項の規定により許可する。

令和 6 年 4 月 30 日

綾川町長 前 田 武 俊



## 許可の内容

|                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 開発区域に含まれる<br>地域の名称 | 綾歌郡綾川町滝宮字東田井 381 番 1   |
| 開発区域の面積            | 1403.66 m <sup>2</sup> |
| 予定建築物等の用途          | 宅地分譲 (5 区画)            |

## 許可の条件 (不許可の理由)

- ・ 裏面の「開発行為に対する一般的注意」を遵守すること。
- ・ 綾川町宅地等の開発事業に関する指導要綱に基づく協定書 (令和 6 年 3 月 29 日締結) の内容を遵守すること。

## 法第 41 条第 1 項の規定に基づく制限

なし

## (付 記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ること。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、都市計画法第 50 条第 1 項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。  
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第 50 条第 1 項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第 51 条第 1 項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。